

摂津市議会

# 議会運営委員会記録

平成30年11月28日

摂津市議会

## 議会運営委員会記録

### 1. 会議日時

平成30年11月28日(水) 午前 9時59分 開会  
午前11時11分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長	松本暁彦	副委員長	村上英明	委員	増永和起
委員	檜村一臣	委員	森西正		
議長	嶋野浩一郎	副議長	福住礼子		
議員	中川嘉彦				

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫 総務部長 井口久和

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長	藤井智哉	同局参事兼局次長	岩見賢一郎
同局次長代理	田村信也	同局総括主査	香山叔彦
同局書記	速水知沙	同局書記	関正秀

### 1. 案件

- ・平成30年第4回定例会審議日程及び議事日程について
- ・認定第1号 平成29年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- ・議会運営委員会の行政視察について

(午前9時59分 開会)

○松本暁彦委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

副市長。

○奥村副市長 おはようございます。

今日は、議会運営委員会を開催していただきありがとうございます。

来る12月3日から開催されます平成30年第4回定例会におきまして、予算案件6件、人事案件1件、条例案件5件、その他15件、合計27件の議案提出を予定しております。

この後、それぞれの案件の概要につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○松本暁彦委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、増永委員を指名します。

それでは、第4回定例会の提出議案について概略説明をお願いします。

総務部長。

○井口総務部長 おはようございます。

それでは、平成30年第4回摂津市議会定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず、議案第69号、平成30年度摂津市一般会計補正予算(第5号)でございます。

本件は、現計予算額345億9,090万9,000円に補正額7,566万5,000円を追加し、補正後予算額を346億6,657万4,000円とするものでございます。

その内容は、歳入で、通所支援等負担金や更生医療費負担金の増額補正のほか、補

正財源の調整により、財政調整基金繰入金を減額補正いたしております。

歳出では、人事異動等に伴う人件費及び国保財政安定化支援事業に係る繰出金の減額補正のほか、青少年運動広場改修工事実施設計委託料、更生医療費及び通所給付費の増額補正などを計上いたしております。

また、青少年運動広場改修工事の実施設計につきましては、繰越明許費の設定をさせていただきます。

債務負担行為では、コミュニティプラザなどの公の施設の指定管理事業のほか、衛生害虫等駆除事業など計14事業を追加するものでございます。

次に、議案第70号、平成30年度摂津市水道事業会計補正予算(第1号)でございます。

本件は、収益的支出において、現計予算額19億5,930万5,000円から449万9,000円を減額し、補正後予算額を19億5,480万6,000円とするものでございます。

その内容は、人件費の精査による補正となっております。

また、債務負担行為では、既定の債務負担行為に給配水管維持管理事業及び配水管整備事業を追加するものでございます。

次に、議案第71号、平成30年度摂津市下水道事業会計補正予算(第2号)でございます。

本件は、収益的支出において、現計予算額38億1,769万1,000円から82万3,000円を減額し、補正後予算額を38億1,686万8,000円とし、資本的収入において、現計予算額31億8,358万1,000円に1億5,994万8,000円を追加し、補正後予算額を3

3億4,352万9,000円とし、資本的支出において、現計予算額44億7,645万4,000円に1億5,535万4,000円を追加し、補正後予算額を46億3,180万8,000円とするものでございます。

その内容は、人事異動等に伴う人件費の補正のほか、三箇牧鳥飼雨水幹線建設工事に係る補正となっております。

また、債務負担行為では公共下水道整備事業を追加し、起債については、公共下水道事業の限度額を1億7,500万円から1億8,810万円に変更するものでございます。

次に、議案第72号、平成30年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

本件は、現計予算額98億2,931万円に補正額4億7,440万6,000円を追加し、補正後予算額を103億371万6,000円とするものでございます。

その内容は、歳入で、保険料の減収及び一般会計繰入金の減額のほか、繰越金などの増額を計上いたしております。

歳出では、人事異動等に伴う人件費の減額補正のほか、過年度精算に係る返還金の増額補正及び国民健康保険財政調整基金積立金に係る増額補正となっております。

次に、議案第73号、平成30年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

本件は、現計予算額65億4,635万円から補正額225万7,000円を減額し、補正後予算額を65億4,409万3,000円とするものでございます。

その内容は、人事異動等に伴う人件費の減額補正となっております。

次に、議案第74号、平成30年度摂津

市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

本件は、現計予算額10億7,573万8,000円に補正額229万6,000円を追加し、補正後予算額を10億7,803万4,000円とするものでございます。

その内容は、保険基盤安定繰入金の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増額補正となっております。

次に、議案第75号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件でございます。

本件は、摂津市固定資産評価審査委員会委員の岩田敏江氏の任期満了に伴い、同氏の再任について同意を求めるものでございます。

次に、議案第76号から議案第90号までは、いずれも公の施設の指定管理者の指定を行うものでございますが、まず、総括的に手続及び議案の内容についてご説明いたします。

本市におきましては、平成18年4月から公の施設に指定管理者制度を導入しております。今回、平成30年度末をもって指定管理者の指定期間が満了いたします38施設と、新たに指定管理者制度を導入する1施設を加え、計39施設について指定管理者の指定及び新たな指定期間を設定いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案の概要についてご説明いたします。

まず、施設の名称として、指定管理者に管理を代行させる公の施設の名称を明記しております。

次に、指定する団体として当該施設の管理を代行させる指定管理者の所在地及び

名称を明記しております。

最後に、当該指定管理者として指定する期間を明記しております。

議案第76号から議案第80号までは公募を実施し、指定管理者選定委員会において選定を行い、審査の結果、管理を代行させるにふさわしいと判断いたしましたものでございます。

詳細な審査結果につきましては、お手元に配付させていただいております「指定管理者候補者の選定について(報告書)」をごらんいただきますようお願いいたします。

議案第81号から議案第90号までは、平成25年3月付でお示ししております「指定管理者制度に関する指針(第二次改訂版)」に基づき、現在、指定管理者として指定している団体を引き続き指定管理者として指定するものでございます。これらの施設につきましても、指定を受けようとするものから事業計画書等の提出を受け、提出された書類を慎重に審査し、管理を代行させるにふさわしいと判断いたしましたものでございます。

なお、指定期間につきましては、同指針に基づき、施設の特性など特別な事情がある場合を除き、原則5年としております。

それでは、個別の議案の内容をご説明いたします。

議案第76号、指定管理者指定の件(鳥飼八町団地ほか3団地)でございます。

本件の指定する団体は、兵庫県西宮市六湛寺町9番16号日本管財・日本住宅管理共同事業体、代表者日本管財株式会社代表取締役社長福田慎太郎で、指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

次に、議案第77号、指定管理者指定の件(摂津市立摂津市駅前第1自転車駐車場

ほか10施設)でございます。

本件の指定する団体は、大阪市西淀川区柏里二丁目4番1号、野里電気工業株式会社、代表取締役告野満彦で、指定の期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

次に、議案第78号、指定管理者指定の件(正雀市民ルーム)でございます。

本件の指定する団体は、吹田市南金田二丁目12番1号、株式会社ビケンテクノ、代表取締役社長梶山龍誠で、指定の期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

次に、議案第79号、指定管理者指定の件(摂津市立鳥飼体育館ほか7施設)でございます。

本件の指定する団体は、大阪市中央区上本町西一丁目2番19号、株式会社エスエスケイ、代表取締役佐々木恭一で、指定の期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

次に、議案第80号、指定管理者指定の件(摂津市立温水プール)でございます。

本件の指定する団体は、大阪市西区江戸堀一丁目2番11号、シンコースポーツ・日本管財グループ、代表者シンコースポーツ大阪株式会社代表取締役石崎克己で、指定の期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

次に、議案第81号、指定管理者指定の件(摂津市立フォルテ摂津自転車駐車場及び摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場)でございます。

本件の指定する団体は、摂津市千里丘東二丁目10番1号、摂津都市開発株式会社、代表取締役藤井義巳で、指定の期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

次に、議案第82号、指定管理者指定の件（摂津市立コミュニティプラザ）でございます。

本件の指定する団体は、摂津市香露園32番19号、一般財団法人摂津市施設管理公社、理事長有山泉で、指定の期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

次に、議案第83号、指定管理者指定の件（フォルテ301及びフォルテ303）でございます。

本件の指定する団体は、摂津市千里丘東二丁目10番1号、摂津都市開発株式会社、代表取締役藤井義巳で、指定の期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

次に、議案第84号、指定管理者指定の件（摂津市民文化ホール）でございます。

本件の指定する団体は、摂津市香露園32番19号、一般財団法人摂津市施設管理公社、理事長有山泉で、指定の期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

次に、議案第85号、指定管理者指定の件（摂津市立保健センター）でございます。

本件の指定する団体は、摂津市南千里丘5番30号、一般財団法人摂津市保健センター、理事長河野公一で、指定の期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

次に、議案第86号、指定管理者指定の件（摂津市立休日小児急病診療所）でございます。

本件の指定する団体は、摂津市南千里丘5番30号、一般財団法人摂津市保健センター、理事長河野公一で、指定の期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

次に、議案第87号、指定管理者指定の件（摂津市立ひびきはばたき園ほか2施設）でございます。

本件の指定する団体は、摂津市桜町二丁目1番7号、社会福祉法人摂津宥和会、理事長松嶋桂子で、指定の期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

次に、議案第88号、指定管理者指定の件（摂津市立みきの路）でございます。

本件の指定する団体は、摂津市桜町二丁目1番7号、社会福祉法人摂津宥和会、理事長松嶋桂子で、指定の期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

次に、議案第89号、指定管理者指定の件（摂津市立第1児童センター）でございます。

本件の指定する団体は、摂津市桜町二丁目1番7号、社会福祉法人摂津宥和会、理事長松嶋桂子で、指定の期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

次に、議案第90号、指定管理者指定の件（摂津市立児童発達支援センター）でございます。

本件の指定する団体は、摂津市桜町2丁目1番7号、社会福祉法人摂津宥和会、理事長松嶋桂子で、指定の期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

次に、議案第91号、摂津市職員の配偶者同行休業に関する条例制定の件でございます。

本件は、地方公務員の継続的な勤務を促進するため、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活をともにする休業制度を創設するものでございます。

任命権者は、職員が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときには、条例の規定に基づき、職員の勤務成績、その他の事情を考慮した上で承認することができるとするものでございます。

配偶者同行休業できる期間は3年としており、休業の期間中は職を保有しますが、職務に従事せず、給与は支給しないものとするものでございます。

なお、施行日は平成31年4月1日としております。

ただし、準備行為として配偶者同行休業の承認の申請は本条例施行日前にできるものとしております。

次に、議案第92号、摂津市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を定める条例制定の件でございます。

本件は、生産緑地法等の改正に伴い、生産緑地地区の面積要件を市が条例で定めることにより、引き下げることが可能となりましたことから、本市における小規模土地農地についても計画的に保全するため、生産緑地地区の面積要件を500平方メートルから300平方メートルに引き下げ、生産緑地地区の指定面積要件を緩和するものでございます。

なお、施行日は公布の日としております。

次に、議案第93号、摂津市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、平成31年4月からの育児短時間勤務制度及び配偶者同行休業制度の導入に伴い規定を整備するもので、6件の条例について改正を行うものでございます。

まず、1件目の摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例では、育児短時間勤務に関して、その承認、勤務

形態及び育児短時間勤務に伴う育児短時間勤務職員の任用等必要な事項を定める改正を行うものでございます。

次に、2件目の摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例では、育児短時間勤務職員等について、1週間の勤務時間、週休日及び勤務時間の割り振り、正規の勤務時間以外の時間における勤務及び年次有給休暇に係る規定を定める改正を行うものでございます。

次に、3件目の摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例では、配偶者同行休業制度導入に伴う臨時的任用について改正を行うものでございます。

次に、4件目の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例では、育児短時間勤務職員等に係る給料及び手当の支給に関して、必要な規定を定める改正を行うものでございます。

次に、5件目の摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例では、管理職手当に関する別表の備考について、育児短時間勤務職員等に関する必要な事項を定める改正を行うものでございます。

最後に、6件目の摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例では、育児短時間勤務及び配偶者同行休業の承認に関する規定並びに承認に伴う給与の支給に関する規定を追加する改正を行うものでございます。

なお、施行日は平成31年4月1日としております。

ただし、準備行為として育児短時間勤務の承認の支給は本条例施行日前にできるものとするものでございます。

次に、議案第94号、摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

制定の件でございます。

本件は、使用料の額の特例を定めた期間を平成36年3月31日まで延長し、本市の児童発達支援センターにおける就学児の保育所等訪問支援事業の利用については、使用料の負担をお願いするものでございます。

ただし、小学校未就学児については、引き続き、無料としております。

なお、施行日は平成31年4月1日としております。

次に、議案第95号、摂津市健康づくり推進条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、健康増進法の改正に伴い、引用条文の整理を行うものでございます。

なお、施行日は、法の施行日が政令で定められるため、それに準じて条例の施行日も規則で定める日としております。

次に、追加議案といたしまして、後日、提出を予定している条例といたしまして、摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例、摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例がござい

ます。これらは、平成30年人事院勧告に基づき給与改定を行うもので、国会の審議状況を確認の上、組合との協議が整いましたら、補正予算とあわせて提出させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、平成30年第4回摂津市議会定例会提出案件の概略説明とさせていただきます。

先ほどお配りしております資料、「指定管理者候補者の選定について（報告書）」の件でございますが、公募での選定のものに限っておりますので、ご了承いただきたいと思

います。それから、この資料につきましては、本日、全議員のメールボックスに投函させていただきたいと考えておりますので、よろしくお

願い申し上げます。

以上でございます。

○松本暁彦委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松本暁彦委員長 質問がないようですので、理事者の皆さんは退席いただいて結構です。

暫時休憩します。

（午前10時23分 休憩）

（午前10時24分 再開）

○松本暁彦委員長 再開いたします。

それでは、認定第1号、平成29年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について審査を行います。

補足説明を求めます。

藤井局長。

○藤井事務局長 おはようございます。

それでは、認定第1号、平成29年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、議会費にかかわります部分につきまして、決算書に基づき説明させていただきます。

まず、歳入ですが、一般会計歳入歳出決算書の60ページの款19諸収入、項4雑入、目2雑入、節1雑収入は、議会事務局分として、議員個人や会派等で発信した電報代による私用電話使用料と、各会派が使用されました電子複写機使用料でござい

ます。

次に、歳出につきましては、68ページ

から71ページの議会費で、予算現額3億691万7,000円に対しまして、支出済額は3億230万5,258円で、執行率は98.5%となっております。

その主な内容といたしましては、68ページの款1議会費、項1議会費、目1議会費、節1報酬は議員報酬で、前年度に比べ5.4%、715万8,640円の減少となっております。

その要因といたしましては、平成29年度は、当初、議員定数が21名に対して1名が欠員の議員数が20名となっております。あわせて議員のご逝去があり、8月から議員数が19名となり、その後、9月の議員改選に伴い、議員数も議員定数と同じ19名となりました。

また、常任委員会数が3常任委員会となり、委員長が1名減となったことなどにより、前年度より減少したものでございます。

次に、節3職員手当等のうち議員期末手当は、前年度に比べ13.6%、733万1,400円の減少となっております。

これにつきましても、議員数が減ったこと及び新しく議員になられた5名につきましては、初年の期末手当が100分の30の支給となっておりますので、前年度より減少したものでございます。

節4共済費のうち議員共済給付費負担金は、総務省から示された算定方法に基づき、本市の場合、平成29年4月1日現在における標準報酬月額54万円に、同じく平成29年4月1日現在における議員実数20人の12か月分に改正省令で定める負担金率100分の39.7を掛けて算出しております。

その下、議員共済事務費負担金は市議会議員共済会に支払う事務負担金で、平成29年4月1日現在の議員定数21人分で、

議員一人当たり年額1万3,000円でございます。

節7賃金は、議長公用車運転手に係る賃金でございます。

節8報償費は、友好都市から摂津市への訪問時や、友好都市への訪問時などの記念品代及び手話通訳者派遣費です。平成29年度におきましては、いずれも執行はございませんでした。

節9旅費は、全国市議会議長会総会、全国高速自動車道市議会協議会定期総会等及び大阪府市議会議長会副会長市として議長会関係の会議への参加に伴う議長の費用弁償並びに随行職員の旅費と、4常任委員会の先進市行政視察における議員19人分の費用弁償並びに随行事務局職員の旅費でございます。

4常任委員会の視察先ですが、総務常任委員会が茨城県常総市と埼玉県春日部市で、一人当たり4万3,760円、建設常任委員会が東京都武蔵野市と埼玉県東松山市で、一人当たり4万3,140円、文教常任委員会が埼玉県熊谷市と東京都荒川区で、一人当たり4万2,730円、民生常任委員会が岩手県釜石市と北上市で、一人当たり9万6,700円の支出でございました。

次に、節10交際費は、主に議長公務に伴う会費等の経費や行政視察時の手土産代などでございます。行政視察時の手土産代としましては、先ほど申し上げました4常任委員会の視察先である8市への訪問時の費用でございます。

節11需用費における消耗品費は、前年度に比べ40.8%、47万9,589円の増額となっております。

主なものは、官報を初め、専門誌や新聞代に定期購読の機関紙、また、コピー用紙

やプリンタートナー代などでございますが、平成29年度は議員改選に伴う議員全員に貸与するための防災服等に議員章の購入、また、常任委員会の再編等により、塩化ビニール製の名称表示板を作成したことにより増額となっております。

食糧費は来客時のお茶、コーヒー等の賄いにかかわる費用でございます。

同じく印刷製本費は、前年度に比べ5.4%、14万5,152円の増額となっております。

主なものは、議会だよりの発行に係る経費や議会応接室に掲げる議長用写真のデジタルプリント代でございます。

このうち、議会だよりは例年、1年に4回発行しておりますが、平成29年度は議員改選に伴う改選号を含め計5回発行しておりますので、増額となったものでございます。

修繕料は、議場内の一部段差を解消するに当たっての議場内スロープの設置等に係る経費及び議場への国旗、市旗を掲揚するための旗立台設置等に係る経費でございます。

節12 役務費、通信運搬費は、議会事務局で使用しております携帯電話通話料でございます。

節13 委託料、会議録検索システムデータ更新等委託料は、市議会ホームページや庁内LANから閲覧できます定例会や各委員会の会議録検索システムのデータ更新に係るものでございます。

職員派遣委託料は、正副議長の秘書業務の派遣職員2名に係るものでございます。

また、筆耕翻訳委託料は、本会議での速記、そして各委員会、協議会等における音声反訳料でございます。

同じく議会映像配信委託料は、市議会ホ

ームページから本会議での議論の様子をインターネット配信及び録画配信で視聴できる映像配信システムの運営管理業務委託料でございます。平成28年度に映像配信システムを導入し、前年度は議会映像配信システム構築等委託料として計上しておりましたが、平成29年度からはランニングコストのみの支出となっております。

節14 使用料及び賃借料は、事務局内の電子複写機レンタル料でございます。

節18 備品購入費は、議会図書室用の図書購入費でございます。

節19 負担金、補助及び交付金のうち政務活動費につきましては、上半期に1会派から申請がありましたものの、執行はありませんでした。

最後、各種の負担金についてであります。全国市議会議長会は全国815市の議長により組織され、地方自治の拡充に関し関係方面に反映させるための措置を行い、とりわけ全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国町村議会議長会と合わせた地方六団体の一つとして内閣に対して意見の申し出、国会に対して意見書の提出を行う全国的連合組織であります。

その下、近畿市議会議長会は、全国市議会議長会を9ブロックに分けた1ブロックとしての位置づけで、2府4県111市の議長により組織され、全国市議会議長会が行う措置の近畿部会として意見の集約を図る組織であります。

また、近畿地方独自の地方自治の拡充に関し、関係方面に反映させるための措置を行う組織でもあります。

大阪府市議会議長会は、近畿市議会議長会を構成する2府4県6団体の一つとし

ての位置づけで、大阪府内33市の議長団により組織され、近畿市議会議長会が取りまとめる大阪ブロックの意見を集約する組織であります。

また、大阪府独自の地方自治の拡充に関し、関係方面に反映するための措置を行う組織であります。

北摂市議会議長会は、大阪府市議会議長会を4ブロックに分けた1ブロックとしての位置づけで、7市の議長団により組織され、大阪府市議会議長会が取りまとめる北摂ブロックの意見の集約を図る組織であります。

また、先進市の管外視察や各市議会間の情報交換、制度運営に関する調査を行う組織であります。

その下、全国高速自動車道市議会協議会は、高速自動車道の建設促進と、料金制度や防災・安全対策など、高速道路の諸情勢や通過市共通の問題を総合的に調査・研究し、その解決を図るため関係方面に要請等の措置を行う組織で、平成30年11月現在、全国326市が加盟しております。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

○松本暁彦委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

森西委員。

○森西正委員 決算概要で、議員の調査研究事業がございますけれども、予算現額が62万7,000円で決算額がゼロ、残額が62万7,000円ということで、執行率がゼロということになっております。

その中身は政務活動費の調査委託料が41万1,000円、領収書等のイメージファイル作成委託料が14万4,000円、庁用器具費が7万2,000円でございますけれども、ここの部分で予算現額の金額が

発生して、決算額がゼロということでありまして。丸々予算の額が残額として残っているというような形になってますけれども、その具体的な流れを教えてくださいというふうに思いますが。

○松本暁彦委員長 岩見局参事。

○岩見事務局参事 それでは、森西委員のご質問にお答えさせていただきます。

平成29年当初につきましては、まだ議員改選前でございます。議員改選後に政務活動費のあり方について再度検討するというので、当初、予算どりをしておりましたが、しかし、改選後におきましても、一旦、凍結ということで各会派のほうからありましたので、購入等の予算の準備はしておりましたけれども、結果的に凍結ということになりましたので、この分につきましては、予算をそのまま不用額として上げさせていただきますのでございます。

以上でございます。

○松本暁彦委員長 森西委員。

○森西正委員 中身はわかりました。この領収書等イメージファイル作成委託料というのは、ここは政務活動費の領収書がある場合に、委託をして使用するという料金ということでよろしいでしょうか。

○松本暁彦委員長 岩見局参事。

○岩見事務局参事 この件につきましては、政務活動費ですね、これまでの報告書のみだけでなく、やはり透明性を確保するために、これも各委員で検討していただいて、最終的にはそのセットとして1円からの領収書も公表するというのも想定いたしまして、イメージファイルを作成するためのスキャナーを購入する予定としておりました。

以上でございます。

○松本暁彦委員長 ほかにございません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松本暁彦委員長 以上で質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松本暁彦委員長 討論なしと認め、採決します。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○松本暁彦委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午前10時39分 休憩)

(午前10時46分 再開)

○松本暁彦委員長 議会運営委員会を再開します。

それでは、第4回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。

香山総括主査。

○香山事務局総括主査 第4回定例会の審議日程等の事務局案について、お手元の資料に基づき説明いたします。

まず、1ページの審議日程につきまして、会期は12月3日から12月19日までの17日間でございます。

本会議初日の12月3日は、閉会中の継続審査となっていました案件の委員長報告、採決、そして付託案件について提案理由の説明、質疑、委員会付託並びに即決案件の審議でございます。

また、この日の午後5時15分が議会議案の届け出締め切りでございます。

4日が文教上下水道及び民生常任委員会、5日が総務建設常任委員会と常任委員

会予備日、6日が常任委員会予備日でございます。

また、5日の正午が一般質問の届け出締め切りでございます。

なお、審議日程案に記載はありませんが、3日の本会議終了後に民生常任委員協議会、4日の文教上下水道常任委員会終了後に文教上下水道常任委員協議会、5日の総務建設常任委員会終了後に総務建設常任委員協議会、11日に総合計画及び総合戦略等調査特別委員会が予定されております。

14日が議会運営委員会、18日は本会議で一般質問、19日の本会議では、一般質問の後、付託案件の委員長報告、採決の後、議会議案の審議となっております。

また、19日の本会議終了後に開催いただく議会運営委員会は、次の第1回定例会の審議日程の仮決定をお願いするものでございます。

以上が審議日程案でございます。

続きまして、2ページからの議事日程について説明申し上げます。

まず、12月3日につきましては、日程1が会期の決定。日程2が議選第4号、摂津市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙で、選挙の方法は指名推選でございます。

なお、議選書につきましては、12月3日の本会議開会までに議場配付させていただきます。

日程3が議案第75号、固定資産評価審査委員会委員の選任についての同意で、先ほどの協議会での態度表明をもとに簡易採決と備考欄に記載いたします。

日程4は認定第1号から認定第8号で、委員長報告を受けた後、討論、採決でございます。

この8件を採決グループごとにまとめるように順序を並びかえて、備考欄に一括起立採決、あるいは一括簡易採決などと記載いたします。

先ほどの協議会での態度表明に基づき整理いたしますと、認定第1号は起立採決、認定第5号及び認定第6号は一括簡易採決、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第7号及び認定第8号は一括起立採決となります。

日程5は議案第69号など26件で、提案理由の説明を受けた後、所管の委員会に付託となります。

3ページ、12月18日については一般質問でございます。

19日については、日程1、一般質問の後、日程2、議案第69号など、委員会付託案件の26件を一括上程の上、委員長報告、採決となります。

以上が議事日程でございます。

次に、議案付託表につきましては、総務建設、文教上下水道、民生の各常任委員会審査いただく案件でございます。

最後の所管別分割表につきましては、議案第69号、平成30年度一般会計補正予算（第5号）について、付託された委員会審査いただく内容でございます。

以上、事務局案の説明といたします。

○松本暁彦委員長 ただいま、事務局から説明がありましたとおりでございますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松本暁彦委員長 それでは、そのように決定します。

暫時休憩します。

（午前10時51分 休憩）

（午前10時52分 再開）

○松本暁彦委員長 それでは、再開します。

次に、議会運営委員会の行政視察についてですが、去る3月29日の本委員会において行政視察の実施を決定し、実施内容については、9月に行われた役選後のメンバーにより協議することとなっておりますことから、実施時期等について協議させていただきたいと思っております。

まず、申し合わせ事項の確認をさせていただきたいと思っておりますので、お手元の委員会視察における申し合わせ事項と書かれた資料をごらんください。

内容につきましては記載のとおりでございますが、常任委員会の行政視察と同様に、議会運営委員会においても、本申し合わせ事項に基づいて実施することよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松本暁彦委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、大まかな実施時期を決めたいと思っております。

第4回定例会や会派懇談会、第1回定例会の日程を考慮しまして、委員長案といたしましては、1月28日月曜日から2月1日金曜日の週で進めていきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松本暁彦委員長 次に、参加メンバーについてですが、議会運営委員5名に正副議長2名を含めた7名で考えておりますが、よろしいでしょうか。

増永委員。

○増永和起委員 会派の代表でということになるかと思うんです、それに議長、副議長ということで。一人の場合、会派を結成されていないわけですけども、そういう方も議会運営委員会にもオブザーバーとして参加をされておられますし、議会の運

営にかかわることなので、それについてどうなのかというふうに考えるんですけれども、私が本人でもないんですけれども、やっぱりできるだけたくさんの方と議会の問題については話し合っていくということでは、オブザーバーであっても参加するということはどうなのかと、皆さんのご意見を聞きたいと思います。

○松本暁彦委員長 それでは、ご意見ある方おられますでしょうか。

では、嶋野議長。

○嶋野浩一朗議長 あくまでも委員会としての視察でございますので、基本は委員会のメンバーになるんだらうなというふうに思います。オブザーバーとして来ていただいているのは、議案等の採決態度がわからないと議会運営上問題があるということに来ていただいているというふうに理解しておりますし、そういう意味で言いますと、私は正規のメンバーで行くというのが筋じゃないかなというふうに思います。

○松本暁彦委員長 暫時休憩します。

(午前10時55分 休憩)

(午前10時58分 再開)

○松本暁彦委員長 それでは、再開いたします。

まず、参加メンバーについてですが、改めて議会運営委員5名に正副議長2名を含めた7名で考えておりますが、それよろしいでしょうか。

増永委員。

○増永和起委員 今回の行政視察は議会改革ということで、全議員にかかわる問題のための視察ということになるとも思いますので、行政視察そのものには参加されなくても、オブザーバーの方にも、どういう内容の視察だったのかということがわ

かるようなフォローをぜひお願いしたいなと思います。

○松本暁彦委員長 成果を共有するという形で検討していきたいと考えております。

それでは、メンバーにつきましては、そのように決定をいたします。

次に、行政視察にかかわる予算につきまして、事務局から説明をお願いします。

香山総括主査。

○香山事務局総括主査 それでは、行政視察に係る予算についてご説明させていただきます。

行政視察の予算につきましては、3常任委員会分を計上しております、平成30年度では一人当たり8万円掛ける19人分の合計152万円となっております、5月に実施しました3常任委員会の行政視察では、一人当たり3万円前後の支出であったことなどから、今年度に議会運営委員会の行政視察を実施いただくための予算額は確保できるものと考えております。

なお、平成31年度の予算につきましては、議会運営委員会分も含めまして予算を計上しております。

以上でございます。

○松本暁彦委員長 予算につきましては、事務局から説明がありましたとおりですので、よろしく願いいたします。

最後に視察項目についてですが、議会活動等検討委員会からの申し送りにより、22項目の議会活動等における諸課題を検討することとなっております。

つきましては、優先順位等も考慮しまして、未実施となっている議員間討議及び議会BCP策定について行政視察を行いたいと考えていますが、よろしいでしょうか。

増永委員。

○増永和起委員 済みません、ちょっと長い発言になって恐縮だとは思いますが、けれども、今の委員長の案に対して違う形で提案をして意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、この22項目の中にはないんですが、この22項目の推進のためにも、ぜひともやはり必要だなというふうに思っているのは、皆さんと一緒に、議会とはどういうものか、議員とはどういうものか、また、市民に対して議会を改革していくということがどういう内容なのかという、そういう理念の問題を協議をして進めていくということではないかというふうに思っております。

例えば会津若松市議会は、そういう議会基本条例をつくるためにかなりたくさん話し合いをしながら、そういう理念を共有するというのに努力をしておられたということが本にもまとめられているわけですが、そういう議会基本条例を摂津市でつくるのかどうかということはまた別にして、そういう議会とは何か、議会をどう改革していくのか、そういうことをご一緒に考える場というのをまず持って、その上でこの22項目の分についても推進していけばいいのではないのかなというのが私からの提案でございます。

何でそういうふうに思ったかということなんですけれども、昨年3月の議会で議員定数削減の二つの案が出されました。これは、議会活動等検討委員会があったわけですが、そこには出されずに議会に出されたということです。もちろん議案の提案権はございますので、そここのところに出したということについて手続的な問題というのは全くないと思っておりますけれども、やはりそれを市民に対して結果

としてしかお知らせができなかったと。それぞれどんな考えがあって、市民はそれをどう受けとめるのかというような検証ができなかったのかなというふうに思っているところなんです。

先ほどご紹介しました会津若松市では、人口が減少していくという中で、市民の中から議員定数削減を求める声というのもありまして、そういう中で削減ありきではなく、その問題について検討していこうということで、議会として議会制度検討委員会というのを立ち上げて、平成20年12月にそれを立ち上げられたんですが、それから市民に対しての意見交換会とか討論会とかさまざまな形で検討もしてこられる中で、平成22年12月、2年後にその内容について議会へ議案を提出されるというふうなことが行われたということがあります。

私たちは、誤解のないように言っておきたいんですけれども、議員定数削減はすべきでないというふうに会派としては思っておりますので、議員定数の問題について視察に行こうとか、それを即議論しましょうとかいう提案をしているわけではないんです。ただ、摂津市でそういう経過があった中で、もっと市民の声を聞きながら、そういう問題についても話し合うことがあのときできたのではないのかなというふうなこともありますので、本当にそれによって常任委員会が四つあったのが三つになるという、議会に対しても大きな影響を与えていることです。

これからいろいろさまざまな議会改革を進めていく中で、やはり議会にとって大切なこと、市民にとって大切なこと、そういうことについては一緒に議論をしていけるような、そういう議会で、考え方は違

っても、それぞれの思いを言い合い、それを市民に発信し、市民からも意見をもらってというような議会をつくっていくことが必要じゃないかなというふうに私は考えているので、議会とは何かというような、そこら辺の話からまずは、新しい改選後の議員もいらっしゃって、この議会活動等検討委員会の議論をリアルタイムでは聞いておられない方もいらっしゃると思うので、この議会運営委員会として勉強に行けたらなというふうに思います。その理念を勉強したいということで、議会基本条例をつくっているような、そういうところへ行ってはいかがかという提案をさせていただきます。

以上です。

○松本暁彦委員長 この意見を踏まえまして、ほかにご意見ございませんでしょうか。

嶋野議長。

○嶋野浩一朗議長 今回の増永委員のご提案でございますけれども、確かに今までも摂津市議会の中で議会の活動のことについていろいろと話し合ってきたことはございました。その場がどこだったのかと考えると、あくまでも幹事長会であったり、あるいは議会活動等検討委員会という場で今まで議論してきたとっておりますし、それを踏まえて、我々議会運営委員会の中では、本当に議会運営に関するることについて、直結することについて話し合いをしてきたとっております。

例えば、一問一答方式が採用されましたけれども、それにつきましても、まずは議会活動等検討委員会というところで検討課題を上げていただいて、これは議会運営に関することだからということで、議会運営委員会に付託をされたと思っております。

す。

そういう意味から言いますと、この議会運営委員会の視察として、議会のあり方ということについて行くということは少し外れるのではないかなと。我々はそういうことについては違う場で話し合ってきたという経過もありますし、これからもそういうところでやっていくべきでないのかなというふうに思っておりますので、私は冒頭に委員長団としての案をお示しいただきましたけれども、そちらのほうが今回の視察としてはふさわしいのではないかなというふうに思っております。

○松本暁彦委員長 増永委員。

○増永和起委員 もちろん議会運営委員会という性質という中でのことであります。ただ、議会活動等検討委員会のほうから議会運営委員会に付託するというところで幾つか22項目の中からいただいているのを議論を進めるという立場としても、やはり議会って何ぞやという話は、それぞれの議員が考えているだけではなく、議員の中でもいろいろと意見を戦わせ合って、そういうことを進めていく、理念を共有すると。一致しなかったとしても、それぞれがこんなふうな思いを持っているんだということ共有するということは大切なことなんではないかなというふうに思います。

ですので、議会活動等検討委員会にかわって議会運営委員会がということではないということについては理解をしているつもりなんですけど、議会運営委員会のメンバーとして議会運営委員会に与えられた議会運営の課題をどうするのかというところは、一緒に考えていく下地というのが必要ではないかなというふうに思っているところでございます。

○松本暁彦委員長 今のご意見を踏まえまして、ほかにご意見はございますでしょうか。

森西委員。

○森西正委員 今、増永委員からもご意見をいただいたんですけれども、改革をしていくというところであれば、さまざまなことを改革していかなければならなくて、今、優先順位をもってそのことをまず先に、優先順位の高いところから改革していくというふうなことで、摂津市議会も改革をしてきたわけです。

増永委員がおっしゃっていることもよくわかります。今、その中で優先順位が定められて、上のほうからということで、現在、取り組んできて、まだできてないというところがありますので、そこを今回は視察をということであります。

そしたらどちらが先やということがありますけども、私は今回は委員長団の意見、考えをまず優先をさせるべきなのかなというふうに思います。

今後、その部分というのは考えるべきことなのかなというふうには思いますので、この場であるのか、もしくは別の場であるのかというのは考えていくところかなというふうには思いますので、今回に限っては、委員長団が出されている視察の部分で私は一任をさせていただきたいと思えます。

○松本暁彦委員長 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松本暁彦委員長 補足でございますが、今回の議員間討議につきましては、事務局とも今、話をしております。非常に先進的な議会運営をされているところは非常に多いという認識でございますので、それも

踏まえまして、今後、視察先につきましては、委員長団と委員で調整をさせていただきたいと考えております。

改めまして、視察項目につきましては、議員間討議と議会BCP策定についてということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松本暁彦委員長 それでは、そのように決定をいたします。

なお、本日決定しました内容に基づいて、委員長団で各委員のご意見をお聞きし、事務局と調整をしながら行き先等の候補を検討し、12月19日の本委員会で協議、決定したいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で本委員会を閉会いたします。

(午前11時11分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 松本暁彦

議会運営委員 増永和起